

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和6年2月2日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 池下 一文

1 当該招請の主旨

本業務は、北海道地方建設副産物対策連絡協議会において実施する「北海道地方簡易型建設副産物実態調査」に必要な工事毎の建設副産物等の工事情報を提供するとともに、工事受注者の入力データについて発注者側でのチェックが可能なシステムの提供を行うものである。

工事毎の建設副産物等の情報は、建設副産物対策の具体的な施策立案に必要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要があることから、本業務に必要な技術的要件等を満たす特定の法人（以下「特定法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 建設副産物情報提供業務
- (2) 業務内容 工事毎の建設副産物等の情報提供および、工事受注者の入力データを発注者側でチェック可能なシステムの提供
- (3) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 業務目的

本業務は、建設副産物対策の具体的な施策立案に必要な排出量や、再利用の動向に関する実態を把握するための工事毎の建設副産物等の工事情報の提供および、入力データのチェックが受発注者間で可能なシステムの提供を受けることを目的とする。

4 応募要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(5) 技術力に関する要件

- ・システムに登録された①～③の情報の提供を受けられること。

① 工事概要

② 各工事で利用する資材

③ 各工事で排出される副産物

- ・上記①～③の情報を検索するため、インターネット環境において汎用のブラウザを使用することにより検索・閲覧が可能な環境を提供できること。

- ・工事毎のデータを建設リサイクル法第 11 条に基づく通知様式により出力でき、併せて入力データのチェックが受発注者間で可能なシステムを提供できること。

一般財団法人日本建設情報総合センターが有する建設副産物情報交換システムのデータについて、本業務を履行するにあたり当該データの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までには得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までには書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある」ことが要件となる。

(6) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(7) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(8) 業務執行体制に関する要件

本業務の情報提供等は、履行期間中24時間体制（12月29日から1月3日までを除く。）で行うこととする。

なお、その他やむを得ない事情による場合は、この限りでない。

(9) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の業務実績について、平成25年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、1件以上の実績を有していなければならない。

- ①同種業務：建設工事の副産物情報をインターネット環境において提供した業務
- ②類似業務：建設工事の工事・業務情報をインターネット環境において提供した業務

5 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局開発監理部 会計課 契約スタッフ
電話：011－709－2311（代表）内線5247
電子メール：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年2月2日（金）から令和6年2月15日（木）まで

イ 交付場所

交付場所において直接交付するほか、電子メールによる交付も行う。電子メールによる交付を希望する者は、電子メールに以下の内容を記載のうえ、5(1)の電子メールアドレス宛に交付請求を行うこと。

(ア) 件名：「確認公募 仕様書等の請求（会社名）」

(イ) 本文：(1)公示日(2)請求件名(3)会社名(4)担当者氏名(5)住所(6)電話番号(7)FAX番号(8)送信先電子メールアドレス

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年2月15日（木）17時00分（1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和6年3月7日

(4) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格の決定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。ただし、企画提案書の提出の時に於いて、令和04・05・06年度

国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受理しておらず当該資格の認定の有無を確認できない場合は、契約締結時までに当該資格の認定を受けていけばよいものとする。

- (5) 本業務に係る契約締結は、令和6年4月1日を予定しているが、予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日に契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (6) 詳細は説明書による。